

# ご注意事項

Paidのご利用に際して、特にご注意いただきたい項目を記載いたしますので、Paid利用規約をご確認いただく際に、ご参照ください。

## 1. 契約形態

Paidは、売買における債権を株式会社ラクーンに譲渡していただき、その譲渡代金をお支払いするという契約形態(債権譲渡)をとっています。(第6条・第7条・第11条)

## 2. 決済情報の入力

Paidメンバー(買い手)の与信状況は日々変動します。商品・サービスを納品する前に、必ず決済情報を管理画面より入力、またはデータにより送信ください。(第6条)

## 3. 調査への協力

譲渡された債権について、何らかの事情により調査が必要となった場合、納品伝票のご提示など、調査への協力をお願いする場合がございます。(第9条)

## 4. 対象外となる債権

譲渡された債権の支払いを停止またはお断りする場合がございます。(第10条・第12条)

- ・債権譲渡を行う時点で、Paidメンバーの支払い能力の欠如を知りえていた場合。
- ・すでに支払いが延滞している債権であることが判明した場合。
- ・Paidメンバーが架空名義、なりすまし、反社会的勢力に該当する、またはそのおそれがある場合。
- ・Paidメンバーから異議の申し立てがあった場合。
- ・天災地変などにより、譲渡債権を履行できないことが明らかである場合。

## 5. 販売価格

他の決済方法に対して、保証料を価格に上乘せすることはご遠慮ください。(第10条)

## 6. 返金

商品の返品などにより返金が発生した場合は管理画面より返金処理が可能です。ただし、不正利用防止のため、返金額には月ごとに一定の上限を設けております。(第14条)

## 7. 消費税

Paidでは決済金額に対して消費税の自動計算を行いません。貴社の消費税算出方法に基づいて金額をご入力ください。(その他、ご注意事項)

## 8. 支払明細書・請求書

支払明細書・請求書は管理画面上で発行いたします。(その他、ご注意事項)